

運 航 基 準

平成18年12月15日 制 定

株式会社ハヤシ汽船

目 次

第1章	目 的・・・・・・・・・・	(第1条)
第2章	運航の可否判断・・・・・・・・	(第2条～第4条の2)
第3章	船舶の航行・・・・・・・・・・	(第5条～第10条)

運 航 基 準

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は、安全管理規程に基づき、和歌山下津港内航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第 2 条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名\気象・海象	風 速	波 高	視 程
和歌山下津港	12m/s 以上	1. 0 m 以上	3 0 0 m 以下

- 2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象(視程を除く)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	1 2 m/s 以上	波高	1. 0 m 以上
----	------------	----	-----------

- 3 船長は、前 2 項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

- 2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風 速	波 浪
1 2 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1. 0 m 以上、又はうねり 階級 8 以上

- 3 船長は、航行中、周囲の気象、海象(視程を除く)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的地点への航行の継続を中止し、反転、又は避泊の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的地点への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 1 2 m/s 以上	波高 1. 0 m 以上
---------------	--------------

- 4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化を図るとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 3 0 0 m 以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、同一港内ではあるが、発航地点への復港に際し、発航地点附近の気象・海象が次に掲げる状況の一つに達していると認めるときは、発航地点への着岸を中止し、適宜の海域での錨泊等の適切な措置をとらなければならない。

港名\気象・海象	風 速	波 高
和歌山下津港	12m/s 以上	1.0 m 以上

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 船長は、運航中止基準に達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記録すること。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 標準航行経路(発着場と泊地間の標準経路)
- (2) 地形、水深、潮流等から、航行上、特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とする。

- 2 基準経路の使用基準は周年とする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次表のとおりとする。

(速力基準表)

速力区分	速力	毎分機関回転数
発航地点付近海域 (ツブネ鼻灯台201度 線東寄内海)	5ノット	1,000rpm程度
航海速力	9ノット	1,800rpm程度

2 船長は、速力基準表を船橋内に掲示しなければならない。

(特定航法)

第8条 和歌山下津港の航法

- (1) 船舶は、他船の航行に十分留意するとともに、必要な際には徐行する等で危険を回避しなければならない。

(機器点検)

第9条 船長は、入港着岸前、岸壁手前の安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。

(記録)

第10条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を記録する。